

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第71号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（狩猟税の税率）</p> <p>第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族（以下この条において「<u>控除対象配偶者等</u>」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、<u>控除対象配偶者等</u>に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>（5） 略</p> <p><u>2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者等に該当する場合には、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3</u></p>	<p>（狩猟税の税率）</p> <p>第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、<u>法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）</u>以外の者 5,500円</p> <p>（5） 略</p>

<p>号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 11,000円</p> <p>(2) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>3 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に同項の規定による証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、同項に規定する鳥取県収入証紙の関係書類へのはり付けに代えることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により出納員の管理する口座に現金が振り込まれたときは、第1項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>4 第1項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成25年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成20年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正後の鳥取県税条例第211条第2項に規定する出納員の管理する口座に振り込まれた現金(県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が狩猟税を納付する目的で振り込んだものに限る。)は、同項の規定により振り込まれた現金とみなす。